

登録ボイラー実技講習機関の廃止に関する公示について

下記の機関について、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第19条の24の39の規定による登録ボイラー実技講習機関業務休廃止の届出（廃止）があったので、同省令第19条の24の46の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- | | | |
|---|--------------------|-----------------|
| 1 | 登録ボイラー実技講習機関の名称 | 秋田刑務所 |
| 2 | 登録ボイラー実技講習機関の住所 | 秋田県秋田市川尻新川町 1-1 |
| 3 | 登録ボイラー実技講習機関の代表者 | 所長 中川 由美 |
| 4 | 廃止するボイラー実技講習の業務の範囲 | 全 部 |
| 5 | 廃止年月日 | 令和8年3月31日 |

令和8年5月25日

秋田労働局長

